

喫煙者のみなさん！
周囲の状況に配慮できていますか？
チェックしてみましょう。



歩きたばこをしている。
まわりに人がいるところで吸っている。
家の中で子どもの前で吸っている。
加熱式たばこならどこで吸っても大丈夫
と思っている。



✓ がひとつでも当てはまったあなた



2019年1月から **喫煙をする際は周囲の状況に配慮すること**が義務化されました。

「健康増進法の一部を改正する法律」（第25条の3第1項）

飲食店・オフィス等の喫煙が認められていない場所以外でも、周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮が必要です。
子どもや患者等、配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう特に気をつけましょう。



長崎県 受動喫煙防止対策

